

副本

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

1 審原告 松田正 外184名

1 審被告 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

(乙269～274号証)

平成29年11月6日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C1係 御中

1 審被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



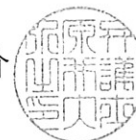
弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



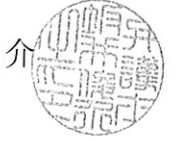
弁護士 辰 田 淳



弁護士 畑 井 雅 史



弁護士 坂 井 俊 介



弁護士 山 内 喜 明



弁護士 谷 健 太 郎



弁護士 中 室 祐



号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙269	原子力発電所の火山 影響評価ガイド	写し	H25. 6. 19	原子力規制委 員会	原子力規制委員会が原子力発電 所への火山の影響を評価するた めの方法等を取りまとめている こと及びその内容。
乙270	実用発電用原子炉の 設置、運転等に関す る規則等の一部改正 及びそれらの意見募 集等について（案） －火山影響等発生時 の体制整備等に係る 措置－	写し	H29. 9. 20	原子力規制庁	気中降下火砕物濃度の設定等 に関する規則等の改正案の 内容及び 同改正案は、原子力発電所の 安全性に与える影響、事業者 及び規制当局の評価・確認等 に要する期間を踏まえ、経過 措置として施行から約1年後 までは適用しないとされてい ること。
乙271	平成29年度原子力規 制委員会第38回会 議事録（平成29年 9月20日（水））	写し	－	原子力規制委 員会	平成29年度第38回原子力規 制委員会において、気中降下 火砕物濃度の設定等に関する 規則等の改正案が了承されて いること 及び 更田委員長代理から「たとえ 火山灰の影響によって動的機 器が機能を失って動力が失 われても、何日間といったオー ダーないしは10日を上回る ような程度で冷却が可能であ ることは確認をされていて」 等の発言があり、本件発電 所の安全性が確認されている こと。
乙272	意見書	原本	H29. 10. 30	三菱重工業株 式会社 原子力事業部 関西支社 原子力担当部 長 山崎厚志	非常用ディーゼル発電機の 吸気フィルタの上流側に、別 のカートリッジ型フィルタを 設置することにより、1審原 告らが指摘する約1.5g/m ³ の濃度で気中降下火砕物を 全量吸い込んで、これがす べてフィルタに捕集された としても、非常用ディーゼ ル発電機の機能を維持する ことができること 及び 平成29年9月20日に上記 カートリッジ型フィルタの設 置工事が完了していること。

乙273	新たな規制基準のいわゆるバックフィットの運用に関する基本的考え方（案）	写し	H27.11.13	原子力規制委員会	原子力規制委員会が、新たな規制基準を既存の施設等に適用する場合には、当該規制基準の新設・変更の安全上の重要性、被規制者が対応するために必要な期間等を総合的に判断して、施行日、経過措置等を決定していること。
乙274	平成27年度原子力規制委員会第40回会議議事録（平成27年11月13日（金））	写し	—	原子力規制委員会	平成27年度第40回原子力規制委員会において、乙第273号証が了承されていること。